（賃金課の所掌事務）

第七百八十条　賃金課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　賃金の支払、最低賃金その他の賃金に関すること（労働基準監督官の行う監督に関することを除く。）。

二　賃金その他の労働条件及び労働者生計費に関する統計の作成に関すること。

三　家内労働者の福祉の増進に関すること（労働基準監督官の行う監督に関することを除く。）。

四　地方最低賃金審議会の庶務に関すること。

五　賃金体系に関すること。

六　退職手当の保全措置その他の退職手当に関すること（労働基準監督官の行う監督に関することを除く。）。

（賃金室の所掌事務）

第七百八十条の二　賃金室は、前条各号に掲げる事務をつかさどる。

（職業安定部に置く課）

第七百八十五条　職業安定部に、次に掲げる課を置く。

職業安定課

雇用保険課（東京労働局及び大阪労働局に限る。）

職業対策課

需給調整事業課（北海道労働局、宮城労働局、埼玉労働局、千葉労働局、神奈川労働局、静岡労働局、京都労働局、兵庫労働局、広島労働局及び福岡労働局に限る。）

訓練課

（削る）

（職業安定課の所掌事務）

第七百八十六条　職業安定課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

三　政府が行う職業紹介及び職業指導に関すること（職業対策課及び訓練課の所掌に属するものを除く。）。

四　職業紹介、労働者の募集、募集情報等提供事業、労働者供給事業及び労働者派遣事業の監督に関すること（職業対策課及び訓練課の所掌に属するものを除く。）。

五～十三　（略）

２・３　（略）

（需給調整事業課の所掌事務）

第七百八十八条の二　需給調整事業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　職業紹介、労働者の募集、募集情報等提供事業、労働者供給事業及び労働者派遣事業の監督に関すること（職業安定法第三十三条の二の規定による無料職業紹介事業に関すること、青少年の雇用の促進等に関する法律第十三条第一項に規定する青少年雇用情報の提供に関すること並びに職業対策課及び訓練課の所掌に属するものを除く。）。

二～四　（略）

（削る）

第七百八十八条の四　（略）

（賃金課の所掌事務）

第七百八十条　賃金課は、第七百七十八条第一項第三号、第九号、第十号及び第十三号に掲げる事務、賃金体系に関する事務並びに退職手当の保全措置その他の退職手当に関する事務（労働基準監督官の行う監督に関することを除く。）をつかさどる。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（職業安定部に置く課等）

第七百八十五条　職業安定部に、次に掲げる課及び室を置く。

職業安定課

雇用保険課（東京労働局及び大阪労働局に限る。）

職業対策課

需給調整事業課（北海道労働局、宮城労働局、埼玉労働局、千葉労働局、神奈川労働局、静岡労働局、京都労働局、兵庫労働局、広島労働局及び福岡労働局に限る。）

訓練課（東京労働局及び大阪労働局に限る。）

訓練室（東京労働局及び大阪労働局を除く。）

（職業安定課の所掌事務）

第七百八十六条　職業安定課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

三　政府が行う職業紹介及び職業指導に関すること（職業対策課及び訓練課並びに訓練室の所掌に属するものを除く。）。

四　職業紹介、労働者の募集、募集情報等提供事業、労働者供給事業及び労働者派遣事業の監督に関すること（職業対策課及び訓練課並びに訓練室の所掌に属するものを除く。）。

五～十三　（略）

２・３　（略）

（需給調整事業課の所掌事務）

第七百八十八条の二　需給調整事業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　職業紹介、労働者の募集、募集情報等提供事業、労働者供給事業及び労働者派遣事業の監督に関すること（職業安定法第三十三条の二の規定による無料職業紹介事業に関すること、青少年の雇用の促進等に関する法律第十三条第一項に規定する青少年雇用情報の提供に関すること並びに職業対策課及び訓練室の所掌に属するものを除く。）。

二～四　（略）

（訓練室の所掌事務）

第七百八十八条の四　訓練室は、前条に規定する事務をつかさどる。

第七百八十八条の五　（略）